

一般社団法人 日本妊娠高血圧学会 定款施行細則

(会員)

第1条 会員の入会を理事長が承認したときは、本法人からその旨を通知する。

第2条 定款第6条第5号の名誉会員及び功労会員の基準は、次のとおりとする。

＜名誉会員＞

年齢 65 歳以上であり、次のいずれかの条件を満たし、妊娠高血圧症候群に関する研究の発展・知識の交流を図り、もって医学の進歩に寄与した者について詮衡する。

1. 本会の理事長又は学術集会長を務めた者。
2. 本会の理事又は監事を通算 8 年以上務めた者。

＜功労会員＞

年齢 65 歳以上であり、次のいずれかの条件を満たし、本会の発展に功労があった者について詮衡する。

1. 本会の代議員を通算 10 年以上務めた者。
2. 本会の各種役員を通算 4 年以上務めた者。

なお、名誉会員、功労会員の表彰は 65 歳となった年の翌年の総会で行う。

また、65 歳時に代議員又は役員である場合には、任期満了となる総会で表彰する。

- 2 名誉会員又は功労会員の推薦を理事会が行ったときは、理事長からその旨を通知する。

第3条 賛助会員はその名称または代表者を変更したときは、ただちにその旨を本法人に申し出なければならない。

第4条

会員は、毎年 1 か年分の会費を納入しなければならない。

この法人の会費は次のとおりとする。

正会員：年額 10,000 円

正会員（70 歳以上）：年額 7,000 円

賛助会員：年額 一口 50,000 円、入会金 50,000 円

- 2 名誉会員・功労会員は、原則会費は免除される。協賛金をいただける場合は、一口 5000 円とする。
- 3 70 歳まで会費を払い続けた場合、または 5 年以上協賛金をいただいた場合には、感謝状を贈る。

第5条 退会の手続きは、本会ホームページの会員専用ページで行う。その際、未納分の会費がある場合は手続きができない。なお、2 年以上の会費滞納がある際には最低 2 年分の会費は納める必要がある。

第6条

名誉会員、会長経験者、理事長経験者、現職役員（理事および監事）の逝去に際しては、下記の要領により弔意を表すものとする。

- ・本学会のホームページに氏名・追悼文を和文で掲載する。または、本学会の Official journal である Hypertension Research in Pregnancy 誌に氏名を掲載し弔意を表す。
- ・総会の際に会員の逝去について理事長より報告し、黙祷を捧げて弔意を表す。
- ・弔電を理事長および学会員一同名にて打つ。
- ・理事長、理事の協議により、供花・香典などを送ることができる。

〈付記〉

上記は、本学会事務局が会員の逝去を確認したかその通知を受けた場合に行う。

（会誌）

第7条 本会の機関誌は日本妊娠高血圧学会雑誌(Journal of Japan Society for the Study of Hypertension in Pregnancy)と称し、学術集会の発表抄録を掲載する。発行の業務については学術集会担当校が行う。英文誌“Hypertension Research in Pregnancy”の編集・投稿規定は別に定める。

（委員会の設置）

第8条 各種委員会は、理事会の議を経て設置できる。

（事務局業務）

第9条 この法人は本部事務局の業務を株式会社ティ・プラスに委託し、所在地も下記とする。

〒606-8305 京都市左京区吉田河原町1 4 番地 京都技術科学センター8号室
株式会社 ティ・プラス

2 業務委託に関する契約は別に定めるものとする。

（変更等）

第10条 この定款施行細則は、理事会の決議により変更することができる。理事長は、その変更について社員総会で報告する。

（附則）

- 1) 本細則は2019年7月1日より施行する。
- 2) 本細則は2022年6月4日より施行する。
- 3) 本細則は2022年10月29日より施行する。
- 4) 本細則は2023年9月29日より施行する。
- 5) 本細則は2026年4月1日より施行する。